

## お手続きの流れ



※契約できるのは1つの信託銀行等に限られます。  
 ※贈与を受けるお孫さま等は、次の条件を満たしている必要があります。

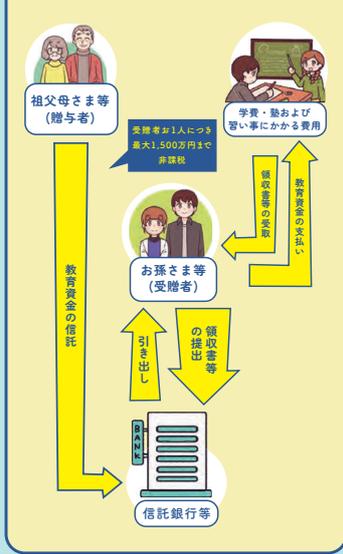
1. 年齢が30歳未満であること。
2. 信託する日(追加で信託する日を含む)の前年における合計所得金額が1,000万円以下であること。

## 教育資金贈与信託とは



※教育資金として使われなかった資金については贈与税が課税されます。  
 ※幼稚園から高校まで公立に、大学のみ私立に留めた場合、大学卒業までの学習費の総額は約1,100万円といわれています(文部科学省調べ)。  
 ※贈与者が死亡した場合、条件により相続税の課税対象となることがあります。  
 ※23歳以上の受贈者の学び直しについては、「学校等への進学」または「教育訓練給付金対象講座の受講」にかかる費用のみが対象です。

## 制度のイメージ図



教育資金として利用されます

- ① 贈与者は、信託銀行にお金を信託します。
- ② 受贈者は、信託銀行を経由して必要書類を税務署に提出します。
- ③ 教育資金が必要になった場合、受贈者は、信託銀行に対してお金の払出しを請求するとともに、領収書等を提出します。
- ④ 信託銀行は、受贈者から提出された領収書等が教育資金に関するものであるかどうかを確認します。

教育資金贈与信託をより詳しく解説!

信託に関するご相談・ご要望や苦情を受付いたします。

0120-817-335 (無料)  
 03-6206-3988 (携帯番号の場合・有料)  
 受付時間 9:00-17:15 (土・日・祝などの銀行の休業日を除く)

# 教育資金贈与信託

お子さま・お孫さまへの一括贈与が1,500万円まで非課税!

熱・習い事  
 学び直し 留学  
 進学

いろいろな応援ができる!

## 学び直し



※23歳以上の受贈者の学び直しについては、「学校等への進学」または「教育訓練給付金対象講座の受講」にかかる費用のみが対象です。

## 留学



※23歳以上の受贈者の留学については、「学校等への進学」または「教育訓練給付金対象講座の受講」にかかる費用のみが対象です。

## 進学



※学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)、学校教育法第124条に規定する専修学校、外国におけるこれらに相当する教育施設に対して支払う受験料や学費、学用品購入費などが対象となります。

## 習い事

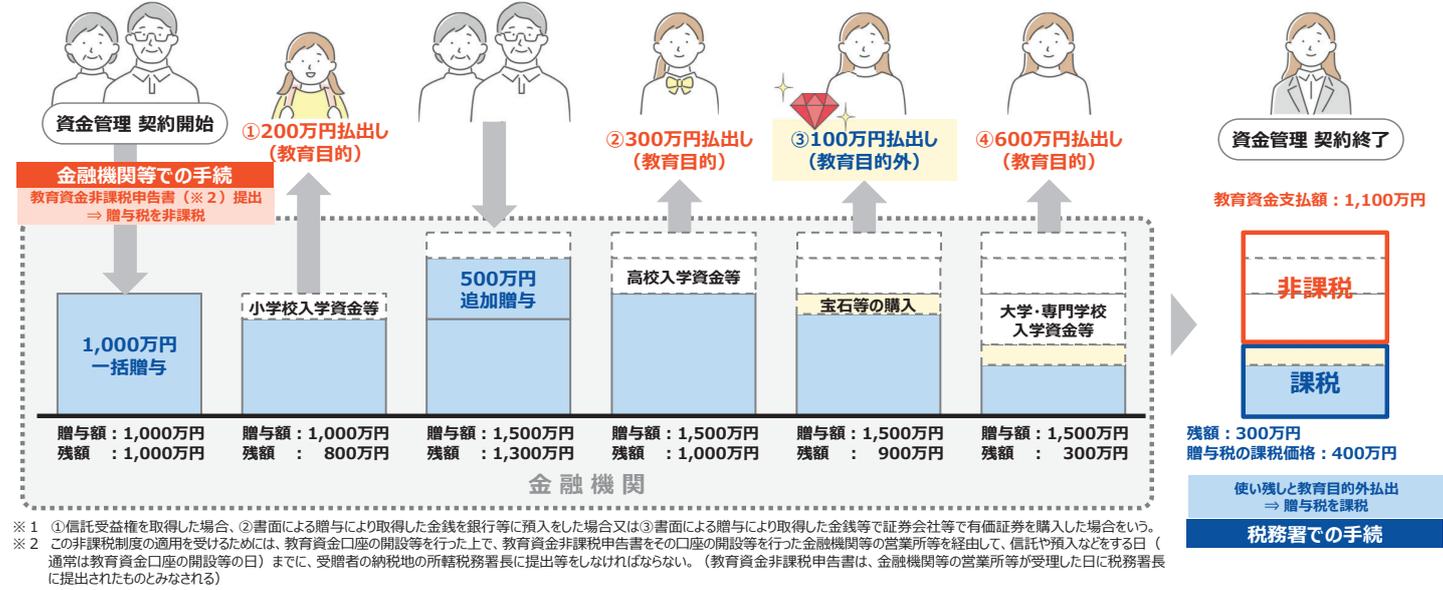


※23歳以上の受贈者については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用のみが対象です。

# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（教育資金贈与信託）

## 制度概要

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、金融機関等との一定の契約に基づき（※1）、**教育資金**に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出（※2）することにより、**1,500万円**までの金額に相当する部分の価額については、**贈与税が非課税**となります。（平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間の特例。令和5年度税制改正により所要の見直しを行った上で適用期限が3年延長されました。）



## 教育資金贈与信託の実績（令和6年3月末時点）

- 制度創設から令和6年3月末までで累計で**契約件数約26.8万件**、**信託財産設定額は約2兆円超**。
- 教育資金としての払出額は**約1兆6百億円**。
- 令和5年度の**新規契約は約6千件**。

## 制度利用者の声

- 信託協会が実施した調査（※）によると、本制度がなかった場合、「**進学等を諦めた**」と回答した割合は**約3割**。
- そのほか、信託協会が実施した調査において
  - ・まとまった金額で使途が教育に限られることが、**子供の可能性を広げるために積極的に利用しよう**という思考に繋がった。
  - ・お金に余裕ができたので、**子供と一緒にいられる時間ができた**。などの声も寄せられている。

（※）出典：一般社団法人信託協会「教育資金贈与信託に関する受益者向けアンケート調査」（2022年10月）